

事後審査

入札説明書等配布一覧表

調達する役務の仕様書番号及び件名

仕様書番号 総財委－3 件名 低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託

No	名 称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) (様式第1号)一般競争入札に関する質問書 (様式第2号)一般競争入札参加申込書 (様式第3号)誓約書(法令、役員名簿含む) (様式第4号)一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第5号)入札書 (様式第6号)委任状 (様式第7号)入札保証金納付書発行依頼書 (様式第8号)入札保証金の納付免除申請書 (様式第9号)入札保証金の免除調書 (様式第10号)入札辞退届 (様式第11号)入札保証金還付請求書 (様式第12号)契約保証金の免除調書	1部
2	特記仕様書	1部
3	収集運搬及び処分業務委託契約書(書式)	1部

(注)上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山 県 市

入札説明書

低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山県市契約規則(平成 15 年規則第 44 号)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当窓口等

岐阜県山県市高木 1000-1 山県市総務課 管財・生活安全係(山県市役所 2 階)
電話番号 0581-22-6820
メー ル keiyaku@city.gifu-yamagata.lg.jp

2 入札参加者の資格

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第 14 条の 4 第 6 項もしくは、第 15 条の 4 の 4 第 1 項の規定による許可・認定を受けた者のうち、低濃度 PCB 廃棄物のトランス及びコンデンサ等、汚染物を処分できる者であること。
- (2) 公告で指定された期限までに一般競争入札参加資格確認申請書を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 入札参加資格の審査は、入札を終了した後に入札執行者が落札候補者と認めた者について行う。
なお、審査の結果落札決定したときは、既に審査を受けた者を除き、他の入札参加者に係る審査は行わない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書(様式第 2 号)と、入札公告の「入札参加者に必要な資格」を有することを証するため、一般競争入札参加資格確認申請書(様式第 4 号)及び添付書類(以下「申請書等」という。)を、令和 3 年 10 月 22 日(金)17:00 までに公告で指定された提出場所へ提出しなければならない。
- (3) 添付書類
廃掃法第 14 条の 4 第 1 項及び第 6 項の規定による許可又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の規定による大臣認定を有することを証する書類の写しを提出すること。
- (4) 上記(2)、(3)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。なお、郵送による場合は、上記期日までに担当窓口には到達しなければならない。
- (5) 落札候補者は、添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その求めに応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- (6) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和 3 年 10 月 29 日(金)正午までに 1 の担当窓口にてメールで提出すること。メール送信後、電話にて到着を確認すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、入札参加者全員に通知する。

5 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することがで

きる。入札を辞退する場合は、書面(様式第10号)により行うものとする。この場合は、辞退する役務の名称、辞退する者の氏名又は名称を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

(2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

6 入札

(1) 入札書の様式は、入札書(様式第5号)による。

(2) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「役務の名称」を記載すること。

(3) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参によるものとするが、郵送による提出も認める(書留郵便に限る)。その場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に厳封の上、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、令和3年11月5日(金)16:00までに1の担当窓口在必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。

(4) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状(様式第6号)を作成し提出させること。

(5) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者(支店長等の受任者を含む。)が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。

(6) 入札価格には、役務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。

7 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山口市職員を立ち合わせて開札を行う。

8 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 申請書及び誓約書に虚偽の記載をした者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札

(5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札

(6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

(1) 山口市契約規則第10条の規定により作成された公告1の(2)収集運搬・処分業務について、予定価格の範囲内の入札を行った者を落札候補者とし、当該候補者に係る資格審査の結果、資格を有すると認められた最低価格者を落札者として決定する。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山口市職員にこれに代わってくじを引かせ落札候補者を決定する。

(3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

10 その他

- (1) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (2) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (3) 本件契約の条項は、別に示す契約書(書式)による。
- (4) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。